

中部運輸局海事振興部

令和3年4月14日

定例記者懇談会発表



C to Sea プロジェクト
海や船が「楽しく身近な存在」に
なるための取組み。
ポータルサイト「海ココ」→



連絡先：

国土交通省 中部運輸局 海事振興部
船舶産業課 田原、大西
TEL 052-952-8020

「溶接ヒューム規制」の円滑な施行に向けて

～「溶接ヒューム規制」対応説明会を開催します～

「溶接ヒューム」が労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすことが明らかになったことから、厚生労働省では、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等を改正し、新たな告示を制定しました。（改正政省令・告示は、令和3年4月1日から施行）

主な規制の概要は、有効なマスクの着用、有効なマスク着用のためのサンプラー測定（来年度中までに）、特殊健康診断、特定化学物質作業主任者の選任等となっています。

当局管内に約70の造船事業者、約50の船用事業者が存在しており、中小事業者の中にはノウハウが無く円滑な施行に不安を抱えている事業者の存在が想定されることから、下記のとおり当局主催により開催します。

記

日時 : 令和3年4月30日（金） 13:30～15:00

場所 : 中部運輸局 11階共用大会議室
名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎 1号館内

開催概要 : (1) 主催者挨拶
中部運輸局海事振興部 部長 尾嶋 暢幸

(2) 規制概要、対応詳細、質疑応答
一般社団法人 日本造船工業会 総務部労務担当部長 笹本 裕三 氏

◆経緯

- ・「溶接ヒューム」が、労働者に神経障害等の健康被害を及ぼすことが明らかになったことから、「溶接ヒューム」を特定化学物質に追加する*法令改正が行われ、令和3年4月から施行
 - ・金属アーク溶接等作業に労働者を従事させる事業者は、有効な呼吸用保護具を当該労働者に使用させること等が義務化
- (*労働安全衛生法、特定化学物質障害予防規則等)

【新たな溶接ヒュームに対する規制の概念】

「金属アーク溶接作業」(屋外)

- ・有効なマスク着用義務
- ・特殊健康診断(半年1回:全員)
- ・特定化学物質作業主任の選任

「金属アーク溶接作業」(屋内)

- ・個人サンプラー測定義務(法施行時1回のみ)
- ・測定値に基づくマスク選定・着用義務
- ・フィットネス計測義務(年1回:全員)

中部運輸局の取組

- 1) 規制対応説明会を開催(4月30日)
 - ・事業者が建造工程等の乱れが生じないように対応するにはノウハウが必要であるため、日本造船工業会から説明者を招聘
- 2) 規制対応マニュアルの配付
 - ・規制対応マニュアルを説明会で配付
- 3) 相談窓口を設置
 - ・相談窓口を海事振興部、船舶産業課に設置

注) 1. 個人サンプラー測定は、2021年度中に測定を終了(含 外注事業者)
 2. 特定化学物質作業主任者の選任は、2022年4月まで経過措置有